長門市農業委員会告示第４号

次に示す農用地は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。」）第 22 条の２第２項の規定による探索を行ってもなお当該農用地について２分の１以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の３の規定により、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「農地中間管理機構」という。）が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和８年 10 月 23 日

長門市農業委員会会長　大　田　寛　治

長門市農業委員会長印

１　共有者不明農用地の所在等

共有者不明農用地の所在・地番	地目	面積（㎡）	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	貸借の相手方	備考
長門市三隅上字ひびノ木 4480 番	田	2,913	賃借権	水田として利用	R9.2.26	20	13,775 円（年額）	農事組合法人中小野の郷	

２　この公示は、１の共有者不明農用地について２分の１以上の共有持ち分を有する者を確知できないことから行うものである。

３　当該共有不明農用地について、１及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

４　当該共有者不明農用地の不確知共有者は、この公示の日から起算して２か月以内に次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は３に掲げる事項について異議を述べることができる。

（１）申し出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

（２）当該農用地の所在、地番、地目、面積

（３）当該申出の趣旨

５　不確知共有者がこの公示があった日から起算して２か月以内に異議を述べなかった場合には、法第 22 条の４の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6　当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の３第１項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

（１）機構関連事業の対象となる農用地は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものである。

（２）機構関連事業は、都道府県が事業主体となって、農用地の所有者や貸付の相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

（３）事業実施地域については、都道府県の各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況を考慮したうえで決定される。

様式2

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（集積）

耕作者：

1　各筆明細

整理番号		利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（乙）	氏名又は名称	公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長　中司　祐典	住所	山口県山口市桜畠三丁目2番1号
		利用権を設定する者の氏名及び住所（甲）	氏名又は名称	**□果樹・施設等附属物が有る（予定含む）** 伊東　順子　［同意印］ **共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。**	住所	北九州市八幡西区 電話番号　０９３（６４１）４５６９
利用権を設定する者以外の連絡先をご記入ください。（必須）			氏名又は名称		続柄	住　所 電話番号　（　　）

利用権を設定する農地					設定する利用権						利用権を設定する農地の（甲）以外の権原者等				
所在：　長門市	現況地目	登記面積（㎡）	登記面積のうち契約面積(㎡)	賃料計算面積（㎡）	利用権の種類	内　容	始　期	終　期	賃　料年額(円)物納(kg)	賃料の支払方法	住　所	氏　名又は名　称	権原の種　類	同意印	備考
三隅上字字ひびノ木4480番	田	2,913.00	2,913.00	2,755.00	賃借権	水田	R9-2-1	R29-11-30	13,775	毎年11月末までに指定の口座に振り込み。					
合計：	1筆	2,913.00	2,913.00	2,755.00					13,775						

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

様式９

農 用 地 利 用 集 積 等 促 進 計 画（配 分）

１　各筆明細

整理番号		利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（乙）	氏名又は名称	□果樹・施設等農地附属物が有る（予定含む） 農事組合法人　中小野の郷　［同意印］ **農地法その他の農業に関する法令を遵守していることを申告するとともに、共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。**	住　所	長門市三隅中 電話番号　０８３７（４３）２７０９
		利用権を設定する者の氏名及び住所　（甲）	氏名又は名称	公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長　中司　祐典	住　所	山口県山口市桜畠三丁目２番１号

利用権を設定する農地					設定する利用権						
所　在：　長門市	現況地目	登記面積（㎡）	登記面積のうち契約面積(㎡)	賃料計算面積（㎡）	利用権の種類	利用の内容	始　期	終期	賃　料 年額(円) 物納(kg)	賃 料 の 支払方法	備考
三隅上字字ひびノ木4480番	田	2,913.00	2,913.00	2,755.00	賃借権	水田	R9-2-26	R29-11-30	13,775	毎年11月末までに指定の口座より徴収。	
合計：	1筆	2,913.00	2,913.00	2,755.00					13,775		

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。